



# 2004 Annual Report

アクサ損害保険の現状



— be life confident —



# contents

もくじ	1
<b>AXA GROUP</b> アクサグループについて	2
<b>AXA DIRECT</b> アクサ損害保険について	
第1章: 会社の概況及び組織	
1. 代表的な経営指標	5
2. 経営方針	6
3. 会社の特色	7
4. 会社の沿革	8
5. 経営の組織	9
6. 株主・株式の状況	11
7. 取締役および監査役	12
8. 社会公共活動	12
9. 情報提供活動	13
第2章: 主要な業務の内容	
1. 取扱い商品	14
2. お客様相談室等の紹介・案内	15
3. 保険のしくみ	15
4. 約款	16
5. 保険料	16
6. 保険金の支払い	17
7. 保険募集	18
第3章: 主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度における事業の概況	20
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	22
3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	22
4. 責任準備金の残高の内訳	33
第4章: 会社の経営	
1. リスク管理の体制	34
2. 法令順守(コンプライアンス)の体制	34
3. 社外・社内の監査・検査体制	35
4. 顧客情報保護取り扱い方針	35
第5章: 直近の2事業年度における財産の状況	
1. 計算書類	36
2. リスク管理債権	41
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	41
4. 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	44
5. 時価情報等	43
6. その他	43
損害保険用語の説明	44

# アクサグループについて

## The AXA Vision

### Our Business

#### ビジネス

AXA Visionは、フィナンシャル・プロテクションというビジネスをAXAがどのように捉え、どのように実現していくのかをまとめたものです。

フィナンシャル・プロテクションとは、個人から中小企業、大企業までのあらゆるお客さまに対して、絶えず変化するニーズに応じて、生命保険、損害保険、貯蓄、資産運用などの幅広いサービスを提供することです。

私たちの仕事が地域の経済、社会の発展に貢献するものであることにプライドを持ち、私たちは全世界で一貫したバリューと、ステークホルダーへのコミットメントに従ってビジネスを展開していきます。

### Our Values

#### バリュー

**Professionalism** プロ意識

**Innovation** 革新性

**Realism** 現実的な考察力

**Team Spirit** チーム・スピリット

**Integrity** 誠実

### Our Ambition

#### アンビション

「AXAのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションのグローバルスタンダードを確立する」という共通の目標に向かって取り組んでいます。

## Our Commitment

### Customers

#### お客さまに対して

専門家としての高い倫理基準に基づいて、プロフェッショナルなアドバイスと幅広いソリューションを提供し、お客さまと密接で息の長い信頼関係を構築していきます。

### Community

#### 地域社会に対して

社会貢献活動を通じて、またさまざまなリスクを回避するためのプロとしてのノウハウの提供によって、地域社会に対する責任を全うしていきます。

### Shareholders

#### 株主に対して

業界最高レベルの業績を達成し、正確かつ十分な情報開示を行うことによって、株主の期待に応えていきます。

### Environment

#### 環境に対して

環境リスク管理に関するプロとしてのノウハウを提供し、また職場において環境に優しい行動を実践することによって、環境保全に対する役割を積極的に果たしていきます。

### Suppliers

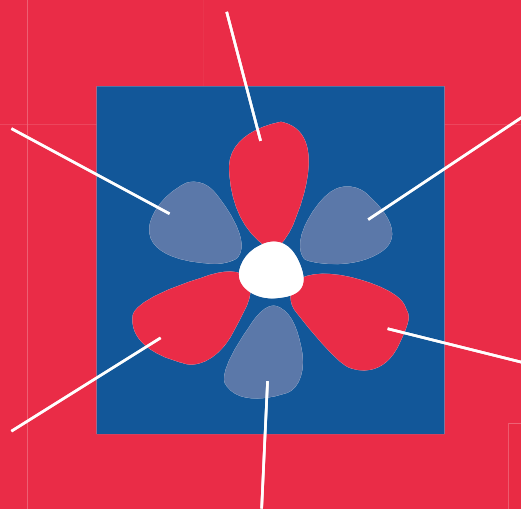
#### サプライヤーに対して

定められた行動規範を遵守し、対話を促進することによって、サプライヤーをはじめとするビジネスパートナーと質の高い関係を構築していきます。

### Employees

#### 従業員に対して

職場における相互の尊重と権限委譲を推進し、トレーニングと能力開発の機会を提供することで、従業員の満足度を高め、充実感を提供していきます。



# AXA Group **Key Figures**

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界のお客さまから信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。

- 世界に **約5,000** 万人の顧客
- 世界に **約11万7,000** 人の従業員
- 総売上 **約9兆2,500** 億円 (約716億ユーロ)
- アンダーライティング・アーニングス **約2,584** 億円 (約20億ユーロ)
- 純利益 **約1,292** 億円 (約10億ユーロ)
- 運用資産総額 **約99兆8,742** 億円 (約7,750億ユーロ)

※数値は2003年AXAグループ実績

※換算レート 総売上、アンダーライティング・アーニングス、純利益:1ユーロ=¥129.20 (2003年平均)  
運用資産総額:1ユーロ=¥128.87 (2003年末)

## 第1章 会社の概況及び組織

---

商 号 : アクサ損害保険株式会社

設立年月日 : 1998年6月12日

本社所在地 : 〒135-8611  
東京都江東区有明3-1-25  
有明フロンティアビルA棟

資 本 金 : 132億2,150万円（平成16年6月1日現在）

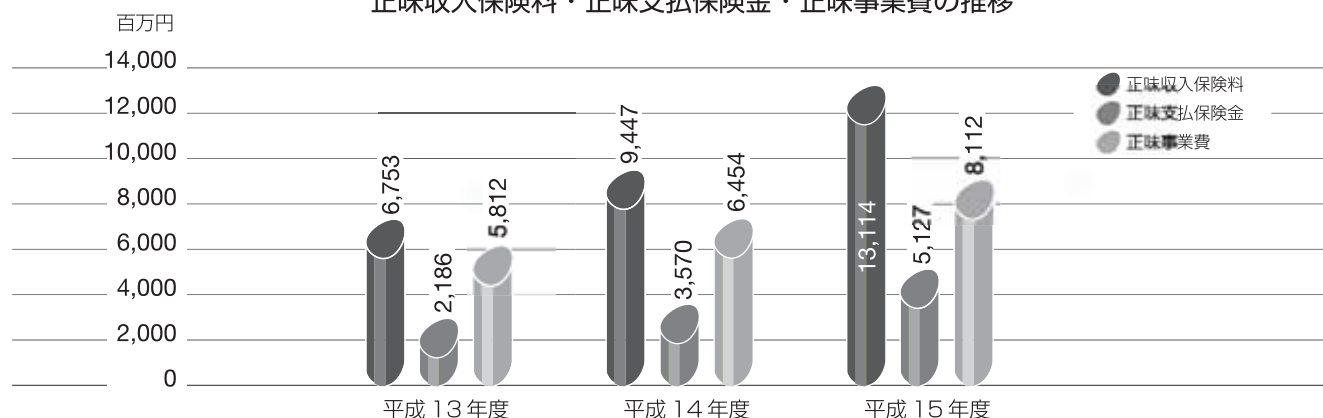
出 資 会 社 : アクサ エスエー（持株会社）100 %

代表取締役社長 : ギ・マルシア

## 1. 代表的な経営指標

項目	平成14年度	平成15年度
正味収入保険料	9,447百万円	13,114百万円
正味損害率	43.4%	42.5%
正味事業費率	68.3%	61.9%
保険引受利益	△ 3,488百万円	△ 3,344百万円
経常利益	△ 2,567百万円	△ 5,959百万円
当期純利益	△ 2,571百万円	△ 5,967百万円
ソルベンシー・マージン比率	564.9%	705.9%
総資産額	22,523百万円	23,672百万円
純資産額	13,813百万円	12,024百万円
その他有価証券評価差額	△ 239百万円	△ 60百万円

正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移



### 用語説明

**正味収入保険料**：ご契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり（受再保険料及び出再保険料）を加減した保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す指標であります。

**正味損害率**：正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

**正味事業費率**：正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

**保険引受利益**：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などであります。

**経常利益**：正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

**当期純利益**：上記の経常利益に不動産動産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。

**ソルベンシー・マージン比率**：巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本・準備金等の支払余力の割合を示す指標であります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

**総資産額**：損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

**純資産額**：損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「資本の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

**その他有価証券評価差額**：「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）が、その他有価証券評価差額であります。財務諸表においては、貸借対照表上の資本の部に「株式等評価差額金」として計上しております。

## 2. 経営方針

---

当社は、損害保険分野において、アクサグループが掲げるフィナンシャル・プロテクション（お客様の生活と資産を守るために、適切な商品・サービスを提供すること）に取り組んでおります。

当社では、このグループ方針を実践するため、次の戦略を掲げております。

### 1. お客様が本当に必要とする質の高い保険商品・サービスを、より適正な保険料で提供してまいります。

当社は、ダイレクト販売による新しい自動車保険商品の開発にあたって、自由競争の大変激しいヨーロッパ市場で培われたアクサグループの様々な知識・経験・データを効果的に応用いたしました。そして、お客様の声に耳を傾け、日本市場に適したマーケティング戦略に基づいて、お客様が本当に必要とする質の高い保険商品・サービスを、より適正な保険料でご提供してまいりました。これからも引き続き特約・オプション等を開発し、商品の質を高めて、よりよい商品をお客様にご紹介してまいります。また、損害調査サービスのネットワークをより拡大し、迅速で的確な事故処理体制を築いてまいります。

### 2. 日本で事業展開するアクサグループのネットワークを最大限に活用し、より多くのお客様に商品を提供してまいります。

当社では、これまでにアクサ生命との提携を強めてクロスセリングのための様々な基盤作りを進め、2001年度からは自動車保険・普通傷害保険・交通傷害保険を販売しております。

### 3. ダイレクトビジネスの分野での販売ツールを開発し、お客様の利便を図ってまいります。

当社では、アクサグループのIT資源と当社の開発力を合せ、マーケティング、募集、契約事務、事故受付・処理、その他業務の高品質のIT化を進め、より一層お客様の利便を図ってまいります。

アクサグループの一員である当社は、お客様に質の高い商品・サービスをご提供するために、常にお客様からの声を商品開発およびサービスの向上はもとより、業務の効率化などにつなげております。そして、これからもお客様にとって身近で頼れるプロフェッショナルであり続けられるよう常に改善に取り組んでまいります。

### 3. 会社の特色

#### アクサグループのメンバーカンパニー

アクサダイレクトはアクサグループの100%出資により設立された日本における損害保険分野の現地法人です。日本のアクサグループは当社の他にメンバーカンパニーとしてアクサ生命保険株式会社、アクサ グループライフ生命保険株式会社、アクサ保険ホールディング(以上3社アクサ生命グループ)、アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社、アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社、株式会社インターパートナー・アシスタンス・ジャパンがあり、アクサの掲げるフィナンシャル・プロテクションの実践を目指して事業を展開しています。

#### アクサダイレクト総合自動車保険

主な特長は、次の2点です。

(1) ドライバー一人ひとりのリスク条件や車の使い方など7つの要素（①運転免許証の色 ②お車の使用目的 ③年間予想最大走行距離 ④年齢・性別 ⑤運転免許証取得後の年数 ⑥お住まいの地域 ⑦車種・型式）を保険料に反映させるリスク細分型の自動車保険です。

なお、ゴールド免許割引を保険料算出基準に取り入れたのは当社が業界初になります。

(2) 事故または故障のトラブル時にお客様をサポートするアシスタンスサービスを契約内容に拘らず、全契約者に無料で提供。サービスエリアを自宅の駐車場内にまで拡大したのも、アクサダイレクトが業界初です。

#### 通信販売

アクサダイレクトでは“ダイレクト”という名前のとおり、お客様と直接取引を行う、通信販売を主体に事業を展開しております。お客様とのコミュニケーションをとる主な手段はお電話やインターネット、ファックスとなり、お客様と顔を合わせることのない状況下でビジネスを行う難しさがあります。そこで、当社では、スピーディかつスムーズなコミュニケーションを実現し、お客様にその便利さを実感していただくために、コールセンター機能やITシステム、また、お客様と直接コミュニケーションをとるオペレータースキルの改善・向上に日々、努めております。

#### 全国に広がるネットワーク体制

アクサダイレクトでは、お客様へのサポートの観点から、アシスタンスサービスおよび指定修理工場「パイロット・ガレージ」ネットワークの拡充に努めております。

- ・ アシスタンスサービス サービス拠点：全国で3,000カ所。
- ・ パイロットガレージ（指定修理工場）：全国で460カ所。（2004年6月14日 時点）

また、事故の受付やアシスタンスサービスは24時間365日対応しております。

#### お客様と従業員の声を大切にしています。

アクサダイレクトでは、通信販売ならではのメリットを生かし、お客様のご意見やご要望は、商品開発やマーケティング活動に反映させております。また苦情を頂いた場合には、しかるべき該当部署を通じ、早急な原因究明、解決をはかるよう努めております。

また、毎年、全社員を対象に行う調査等を通して意見を収集し、社員が最大限に力を発揮できるような職場の環境作りに努めております。

## 4. 会社の沿革

### (1) アクサグループについて

AXAグループ（本社：フランス・パリ）は世界約50カ国で事業展開している世界最大級の保険・金融グループです。生命保険及び損害保険などの保険事業と資産運用に焦点を絞って事業を行っています。

#### <沿革>

1817年	アクサの前身となる保険会社コンパニー・ザシュランス・ミューチュエル・コントロール・ランサンディ設立
1985年	AXA(アクサ)に社名変更
1992年	エクイタブル・ライフ(米)に資本参加、米国へ進出
1994年	100%出資日本法人アクサ生命保険株式会社を設立
1995年	ナショナル・ミューチュアルを買収、オーストラリア、ニュージーランド、香港へ進出
1996年	6月 ニューヨーク証券取引所上場
	11月 元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年	100%出資日本法人アクサ損害保険株式会社(当社)を設立
1999年	ガーディアン・ロイヤル・エクスチェンジ(英)を買収 アクサ・チャイナと中国企業ミンメタルズとの合併事業、アクサミンメタルズを設立
2000年	4月 日本団体生命との提携によりアクサ・ニチダン3社体制(現在のアクサ保険ホールディング株式会社、アクサ生命保険株式会社、アクサグループライフ生命保険株式会社)、での事業を開始
	5月 アンリ・ドゥ・キャストゥルがクロード・ベベアールの後継者としてマネジメント・ボードのチェアマンに就任
	6月 アクサ・フィナンシャルの子会社のアライアンス・キャピタル・マネジメント(米)が サンフォード・バーンスタイン(米)を買収
	7月 サン・ライフ・アンド・プロビシナル・ホールディングス(英)の少数株主持分を買収。100%子会社とする
	8月 アクサ・フィナンシャルはドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレットをクレディ・スイスに売却
2002年	6月 BNPパリバの子会社バンク・ディレクト(仏)を買収
	7月 AXAアジア・パシフィック・ホールディングスが、ipacセキュリティー・リミテッド(豪)を買収
	12月 IBMと提携、インフラストラクチャー・オン・デマンド・サービスを導入
	12月 AXAコーポレート・ソリューションを再編(ラージリスクはAXAコーポレート・ソリューション・アシュランス、再保険はAXAリ、残存責任関連業務はAXAライアビリティーズ・マネジャーズの3部門に再編成
2003年	9月 AXAフィナンシャル(米)のマネー(Mony)グループ(米)買収計画を発表

## (2) アクサ損害保険株式会社について

当社は、アクサグループが日本の損害保険分野への進出をはかるため、1998年に設立されました。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的販売を開始しました。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるアクサの豊富な経験と技術を生かし、日本のお客様のニーズに合ったサービスをご提供していく努力を続けております。

### <沿革>

1998年	6月	会社設立登記
	10月	損害保険事業免許取得
	11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ(UAP保険会社)日本支社の保険業務を包括移転により継承
1999年	4月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を取得
	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の全国販売を開始
2001年	5月	当社傷害保険のアクサ生命保険株式会社による販売を開始
	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の販売でアクサ生命保険株式会社と提携を開始
2002年	2月	ローヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス(REA)日本支店の保険業務を包括移転により継承。
	11月	ホームページを全面的に刷新。自動車保険のインターネット割引を開始。
2003年	4月	「アクサダイレクト総合自動車保険」の料率・制度改定し、ノンフリート等級(無事故割引等級)上限を20等級に拡大。
	12月	ホームページでの自動車保険契約手続きのペーパーレス化を実現。純新規契約のインターネット締結も同時に実現
2004年	1月	自動車保険の継続契約者向けに、アシスタンスサービスの種類を増加、内容を充実。全契約者に対し、ライフメールサービス(災害情報の配信と安否確認サービス)の提供を開始。
2004年	2月	福井県にコールセンターを開設。
2004年	3月	自動車保険の継続契約者向けにもインターネット割引のシステムリリース。

## 5. 経営の組織

当社では明確かつシンプルな組織体系を目指して平成14年4月より5つの本部制をとっています。平成16年2月16日には、事業の拡大と顧客サービスの充実の為、福井県坂井町に「福井センター」を開設しました。福井センターの主な組織は、セールス&カスタマーサービス部(お客様からの自動車保険のお問合せ、お申込みなどを直接承る部門)、損害サービス部(事故のご報告などをお客様から直接承る部門)、IT、総合管理部から構成されています。

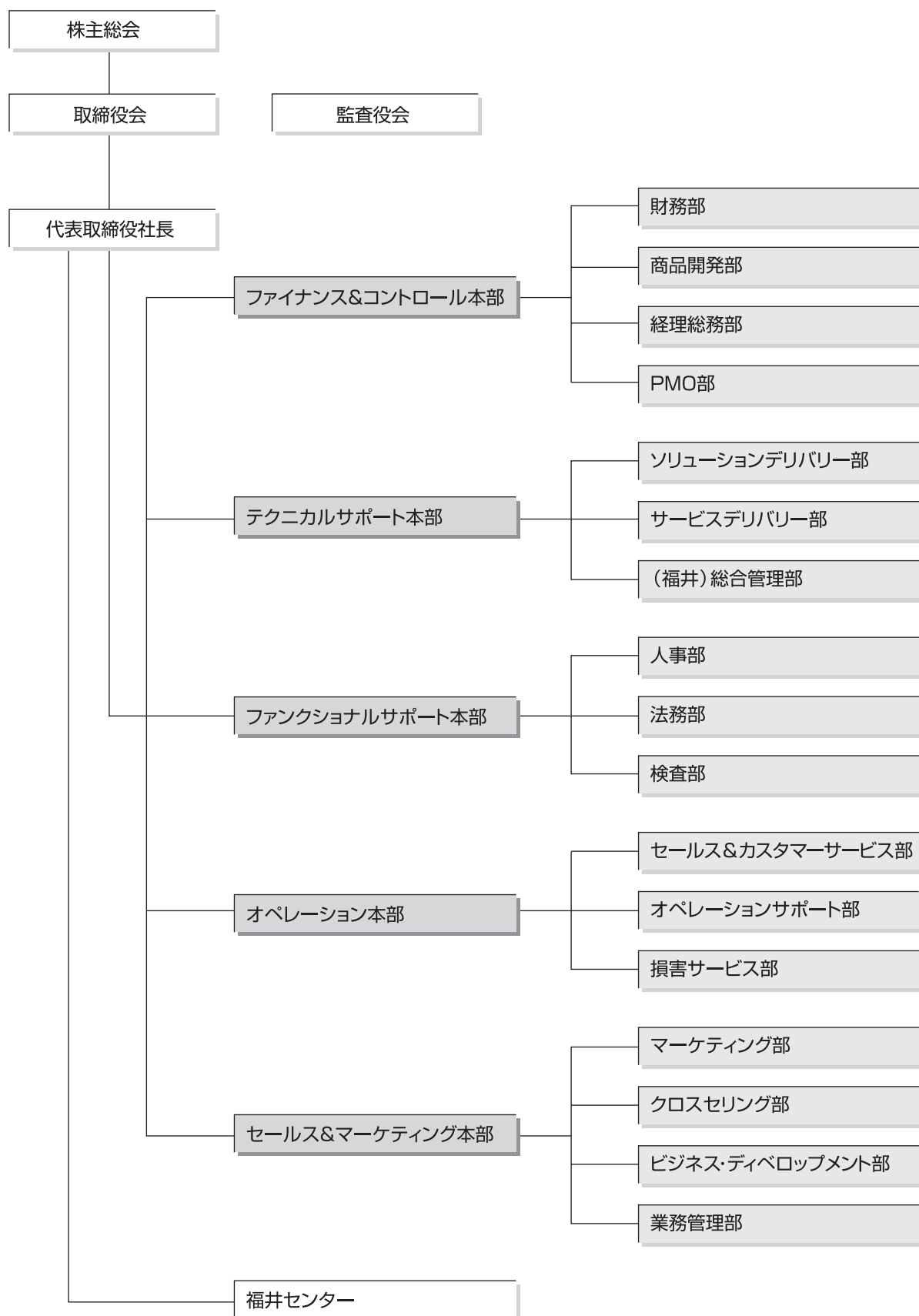
また、経営会議への諮問委員会として、ビジネス委員会、コンプライアンス&リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会、商品開発委員会、プロジェクト管理委員会などを設置しております。このことにより、お客様の「真のニーズ」を把握し、それに対するソリューションを提供する「フィナンシャル・プロテクション」というアクサグループのヴィジョンの実現を目指しています。

各本部の機能は次の通りです。

- 1) セールス&マーケティング本部：お客様のニーズを把握すると共に、商品の販売促進に携わる部門。商品の広告宣伝、販路の開拓などを行っています。
- 2) オペレーション本部：お客様からのお問合せ、保険のお申込み、ご契約内容の変更、事故のご報告などを直接承る部門。
- 3) ファイナンス&コントロール本部：数値的な観点から経営の状況を把握・管理する部門。財務、経理総務、商品開発部などから構成されています。
- 4) テクニカルサポート本部：開発からメンテナンスにいたるITに関するあらゆる業務を行う部門。
- 5) ファンクショナルサポート本部：各部の機能をサポートする部門。人事、法務、検査部から構成されています。

## 5.1. アクサ損害保険株式会社 組織図

2004年6月1日現在



## 6. 株主・株式の状況

### (1) 基本事項

決算期 : 毎年 3月 31日

定時株主総会 : 毎年 4月 1日から 4ヵ月以内に開催する。

公告の方法 : 官報に掲載する。

ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載する。

決算公告については、当社のホームページ

(<http://www.axa-direct.co.jp/Company/axadirect.html#kessan>)

において電磁的方法により開示する。

### (2) 大株主 (平成16年6月1日現在)

発行済株式総数 : 264,430株

株主数 : 1名

大株主 : アクサ エスエー (本社：フランス パリ)

### (3) 資本金の推移

(単位：百万円)

年月日	払込額	払込後資本金	摘 要
平成10年 6月12日	1,000	1,000	会社設立
平成10年 10月13日	500	1,500	増 資
平成10年 12月19日	550	2,050	増 資
平成11年 3月24日	750	2,800	増 資
平成11年 9月14日	675	3,475	増 資
平成11年 12月14日	345	3,820	増 資
平成12年 3月 3日	625	4,445	増 資
平成12年 6月21日	625	5,070	増 資
平成12年 9月15日	625	5,695	増 資
平成12年 11月15日	625	6,320	増 資
平成13年 1月24日	750	7,070	増 資
平成13年 3月23日	787	7,857	増 資
平成13年 5月24日	538	8,395	増 資
平成13年 8月24日	788.5	9,183.5	増 資
平成13年 11月22日	538	9,721.5	増 資
平成14年 3月27日	750	10,471.5	増 資
平成14年 9月20日	750	11,221.5	増 資
平成15年 9月20日	750	11,971.5	増 資
平成16年 3月24日	1,250	13,221.5	増 資

## 7. 取締役および監査役（平成16年6月1日現在）

役職	氏名
代表取締役社長	ギ・マルシア
専務取締役	府川 峰夫
取締役	喜多 暢之
取締役	石田 一夫
常勤監査役	栗林 實
監査役（非常勤）	デーブ・ストラットフォード
監査役（非常勤）	ブルーノ・ジャンテ

## 8. 社会公共活動

アクサグループではグループを挙げて社会貢献活動に取り組んでいます。その中心となっている組織がアクサ・アト・クールというボランティア組織で、世界中のグループ企業の活動をサポートしています。

今年は4年に1度のパラリンピックの年にあたり、アクサグループを挙げてパラリンピックを支援する活動を行いました。日本では、インターネットオークションを行い、その売上金を寄付すると同時に、社員に募金を呼び掛けました。

この他、毎年実施しているボランティア活動「AXAからメリークリスマス」では、他のアクサグループ企業と共に、日本の主要都市にある病院で、入院している子供たちのためにクリスマスの飾り付けやミニコンサートを行っています。

また、当社独自の社会公共活動として、使用済み切手とテレフォンカードなどのプリペイドカードの収集と着なくなった衣服の送付のボランティアも継続して行っています。使用済み切手とテレフォンカードなどのプリペイドカードの収集活動では、寄贈先の慈善団体などの協力を経て、保健医療の行き届かない地域への医療協力をしています。また衣料物資が不足しているアフリカの難民キャンプへ、着なくなった衣服を送るボランティア活動にも今年も多くの方が参加し、300着を超える衣類が海を越えて届けられました。

これからもアクサ損害保険はアクサグループの一員として、社会に貢献できる活動を続けていきたいと考えています。



# AXA Hearts in Action

## 9. 情報提供活動

新聞広告

雑誌広告

ホームページによる情報提供：ホームページでは、自動車保険の見積りから契約締結まで完了させることができるほか、補償内容の説明、会社情報などさまざまな情報提供を行なうとともに、お客様個人の専用ページ（My AXA DIRECT）もご用意しております。

テレビCM

ディスクロージャー

パンフレット

サービスガイドブック

商品および企業情報：自動車保険の資料請求やお見積りを依頼されたお客様には、商品パンフレットと重要事項説明書を、ご契約された方には約款の他、事故や故障の時のサービス内容について記載したサービスガイドブックを送付し、お客様が常に適切に情報を得られる体制作りをしております。このほかに、会社の業績や経営についての情報提供としてディスクロージャー資料を毎年編纂しております。

## 第2章 主要な業務の内容

### 1. 取扱い商品

#### (1) アクサダイレクト総合自動車保険

個人を対象とした通信販売（ダイレクトチャンネル）によるリスク細分型の自動車保険です。

自家用5車種を対象に、対人賠償保険をはじめ、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの保険がセットされた基本補償に「アシスタンスサービス」が自動付帯されています。車両保険の付保は任意で選択することができ、車両保険を付帯する場合は身の回り品の補償も自動付帯されます。対人賠償事故と同様に対物賠償事故の場合も保険会社が示談交渉を行います。

アクサダイレクト総合自動車保険の最大の特長は、

- 1) 顧客のニーズや特徴に、よりの確に対応できる独自のリスク区分を開発・導入
- 2) 国内で初めて自宅での故障にも対応したアシスタンスサービスを全契約者に提供している点です。

年齢、居住地などに加え、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、契約車両の年間走行距離、車の使用目的などによるきめ細かなリスク区分を使用することで、顧客一人一人の条件に即した合理的な保険料を算出しています。

また、アシスタンスサービスは、従来、事故に限られていた対象範囲を、あらゆる局面に対応できるよう故障にまで広げるとともに、国内で初めての自宅での故障にも対応しています。内容は、鍵開けなどのロードサイドサービス、自力走行不能時のレッカーサービス、宿泊サービス、帰宅サービス、車両搬送・引取りサービスなどで、すべての契約者が一定の条件内で、追加保険料なしにご利用いただけます。

また、事故の際には 24時間 365日、当社の担当スタッフがフリーダイヤルにて迅速に対応しています。アクサダイレクトならではの「ワンステップ事故対応サービス」では、「1本の電話」で、事故現場での緊急アドバイスやアシスタンスサービスの手配はもとより、事故解決までのプロセスの説明や、過失割合の推定などを、迅速、効果的に提供しています。

さらに全国に広がるアクサダイレクトの指定修理工場では、修理箇所の永久保証や無料引取り・納車サービスなどの特典もご利用いただけます。

#### (2) その他の保険

住宅総合保険	住宅火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出し家財の損害など幅広く補償する保険。
地震保険	住居・家財を対象とし各種火災保険にセットして、地震の損害に備える保険。
普通火災保険	店舗・工場等の火災などにより生じた損害を補償する保険。
利益保険	店舗企業の事務所・工場・倉庫等の火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険。
コンピュータ総合保険	コンピュータシステムを総合的に補償する保険。
盗難保険	特定建物内に収容した動産の盗難による損害を補償する保険。
ガラス保険	建物などのガラスの偶然の事故による破損を補償する保険。
機械保険	各種機械設備・装置に偶発的に生じた事故によって被った損害を補償する保険。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物等の据付け・組立工事において偶然の事故により工事の目的物・工事用材料などに被った損害を補償する保険。
賠償責任保険	偶然の事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険。施設所有（管理）者・請負業者・生産物・旅館などの賠償責任保険。
労働災害総合保険	従業員が業務上災害を被ったとき政府労災保険の給付で足りない部分をお支払いする労災保険の上乗せ保険。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険。
運送保険	陸上（河川湖沼を含む）輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険。

普通傷害保険	傷害保険の中で、補償する危険の範囲がもっとも広く、国内・国外を問わず家庭内・職場内・通勤途上・旅行中など日常生活における傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、日常生活の中で、被保険者（保険の対象となる方）またはその家族が負担する法律上の賠償責任を支払うことも可能。
交通事故傷害保険	国内・国外を問わず、交通事故による傷害について保険金を支払う保険。
所得補償保険	病気やケガによって就労できなくなった場合の喪失所得を補償する保険。
国内旅行傷害保険	国内旅行中の傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、賠償責任、携行品損害、救援者費用等を補償することも可能。
海外旅行傷害保険	海外旅行中の傷害について保険金を支払う保険。また、特約をセットすることにより、疾病、賠償責任、携行品損害、救援者費用等を補償することが可能。

(注) 詳細については、各約款などをご参照ください。

## 2. お客様相談室等の紹介・案内

当社では、ご契約者のみならず、広く一般のお客様からのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客様の声を当社のサービスの質や商品の内容に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

相談・苦情、更に商品やサービスに関する各種お問い合わせやご意見・ご要望を受付けた際には「お客様相談室」が各関連部門とも緊密に連絡をとりながら、お客様にお応えできる体制をとっております。

同時に、既にご契約いただいているお客様からの様々な「声」に積極的に耳を傾け、今後のサービスや商品の充実、更には業務プロセスの改善に活かすべく、社内の報告・協議体制の構築ならびに充実に常に尽力しております。

お客様からの相談・苦情等の受付は次のフリーコールにて承っております。

お客様相談室 電話番号：0120-449-669

※自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

## 3. 保険のしくみ

### (1) 損害保険制度について

損害保険とは、同一の危険にさらされている多数の保険契約者が、統計的基礎によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険契約の約定内容と損害の程度に応じて保険金を受け取ることができるようにするしくみです。

一つ一つの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることがわかります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しています。

### (2) 保険契約の性格について

商法第629条では損害保険契約について、「保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその報酬を支払うことを約束することによって効力を生ずる」と定めています。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の口頭による合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき保険証券または保険引受証を作成、契約者に交付しています。

### (3) 再保険について

お引き受けした保険契約には様々な危険が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、また逆に再保険を引き受けたり（受再）して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図るとともに、経営の安定に万全を期しています。なお、当社は基本的には受再保険の引受けはいたしておりません。

## 4. 約 款

---

### (1) 約款の位置付け

損害保険の内容や、契約の約束事を箇条書きにしたものが保険約款です。保険契約の内容は、すべて約款および特約条項に基づいています。また、保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として契約者・保険会社の双方を拘束するものです。

### (2) ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、約款および特約条項の内容について損害保険会社の社員もしくは損害保険代理店より事前に十分な説明を受けることが大切です。また、保険契約申込書の記載内容についてもしっかり確認をした上で契約する必要があります。

「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約の際は、電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスし、保険契約申込書類一式をお申し付けいただきます。

当社では、商品内容についてご契約前にお客様に十分ご理解いただくため、商品パンフレットと併せて重要な項目について「重要事項説明書」を作成し、「保険契約申込書」と併せてお送りしています。

その他の商品については、「ご契約のしおり」をご用意し、「告知義務（ご契約の際に保険会社に重要な事実を申し出る義務）」、「通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）」、「保険金が支払われない場合」、「保険金の支払い方」、「契約の失効」、「契約の解除」、「比例てん補」など特に重要な項目について誤解が生じないように、内容を十分ご理解いただく努力をしています。

## 5. 保険料

---

### (1) 保険料の支払い・返還

「アクサダイレクト総合自動車保険」の保険料については、保険始期日の前日までに当社所定の支払方法（コンビニエンスストア払込み・クレジットカード払い）により当社へお支払いいただきます。

それ以外の保険商品については、契約締結と同時に、全額を現金または小切手でお支払いいただき、団体扱契約など特に定められた場合以外、保険料の分割払いは認められません。

保険期間が開始した後でも万一保険料のご入金がない場合、保険金をお支払いすることはできません。

保険期間中に危険の減少・増加などが生じた場合、保険料の返還・請求を行い、また、保険契約者から保険契約解除の申し出をいただいた時には収受した保険料から規定の保険料を返還します。

### (2) 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

1. 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（基準料率といいます）。
2. 損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分）を基礎とし、会員である各損害保険会社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分）を合せて、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。
3. 当社独自で算出し、金融庁長官の認可を受けた、あるいは金融庁長官に届け出た保険料率。

## 6. 保険金の支払い

### (1) 保険金の支払の仕組み

保険会社がお引き受けした保険契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになっています。

#### ① 事故のご連絡

万一、事故が発生した場合は、被害者の救護、警察への届出など緊急処置が終了後、保険会社へ事故発生の日時・場所・事故の概要などをご連絡いただきます。

#### ② 損害の調査

事故通知をお受けした後、ご契約内容を確認し、保険金お支払いの対象となる事故かどうかを判断します。事故の内容に基づき、お怪我をされた方や被害物、事故現場等の調査をします。

#### ③ 保険金請求書類のご提出

保険金の支払いに必要な書類をご提出いただきます。(事故によりましては電話を活用することで、保険金請求に必要な書類を省略しています。)

#### ④ 保険金支払額の決定

ご契約者、被害者との交渉、損害額の認定審査を経て、保険金の支払額を決定します。

#### ⑤ 保険金のお支払い

保険金のお支払いに必要な書類が提出された後、スピーディーに金融機関を通じて適正な請求権者に保険金をお支払いします。

#### 事故発生から保険金のお支払いまで



#### 事故が発生したら……

下記にお電話下さい。ワンステップ事故対応サービスを通じてあなたをしっかりとサポートします。

事故受付サービスセンター（24時間 年中無休）：0120-699-644

### (2) サービスセンターの一覧

東京と福井にサービスセンターを設置し、お客様に対して万全のサービスを提供いたします。

- |  |  |
|--|--|
| <p>① 東京（有明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1サービスセンター</li> <li>第2サービスセンター</li> <li>第3サービスセンター</li> <li>第4サービスセンター</li> </ul> | <p>② 福井</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故受付サービスセンター</li> <li>クイックサービスセンター</li> <li>福井損害サービスセンター</li> </ul> |
|--|--|

### (3) 事故相談の内容

お客様が事故にあわれた場合は、専任のお客様相談スタッフが、相手方への請求や対応方法といったご相談について、親身にきめ細かいアドバイスをさせていただきます。

## 7. 保険募集

### (1) 当社の募集体制について

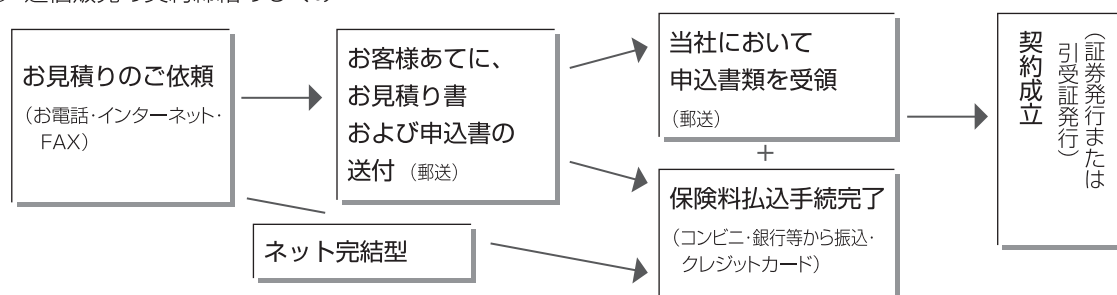
当社の募集体制は、通信販売と代理店販売に大きく分けることができます。

- ① 通信販売については、アクサダイレクト総合自動車保険（略称：ADCAP）を販売しています。  
電話、インターネットを通じて、お客様が直接当社カスタマーサービスセンターにアクセスし、契約を締結します。
- ② 代理店販売においては、主として普通傷害保険と交通事故傷害保険を販売しています。保険募集は、保険会社の社員もしくは保険会社が保険契約締結の権利を委託している代理店が行います。主要代理店としては、同じグループに属するアクサ生命保険株式会社およびアクサ保険サービス株式会社があります。また、アクサ生命営業社員によるアクサダイレクト総合自動車保険の紹介業務も行っています。

### (2) 契約締結のしくみ

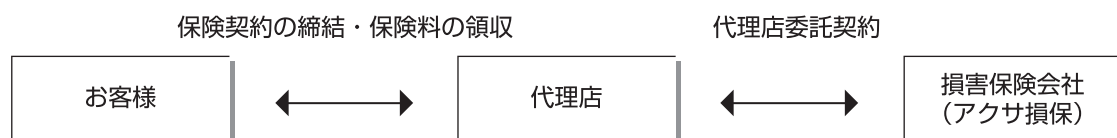
保険契約を締結するためには、保険加入の申込みを行い、それを当社が承認する必要があります。通常は保険料支払と共に所定の申込書を提出します。ご契約者から保険料を受領した後、当社は所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券あるいは保険引受証が発行されます。

#### ① 通信販売の契約締結のしくみ



通信販売での保険加入では、当社カスタマーサービスセンターの社員から商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認いただいた上で、保険契約申込と保険料支払いをいただき、手続きが完了となります。さらに、お引き受け条件などについては、契約成立後にお届けする保険証券の記載内容での再確認をお願いしております。また、当社のホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」の資料請求や保険料の見積りだけでなく、契約締結までをネット上で完了させることができます。(当社ホームページ <http://www.axa-direct.co.jp>)

#### ② 代理店販売の契約締結のしくみ



### (3) 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介<sup>(注)</sup>を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行います。

(注) 損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客様に対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいております。

#### (4) 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

#### (5) 代理店教育

当社は適正な保険募集行為を確保するために、所属代理店の保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しております。

#### (6) 代理店数

19 (全国)

#### (7) 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

#### (8) 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、次のとおり勧誘方針を定め常にお客様の立場に立った販売活動に努めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客様にご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。
2. お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力して参ります。
3. お客様と直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客様にご理解いただけるよう常に努力して参ります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力して参ります。
5. お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力して参ります。

## 第3章 主要な業務に関する事項

### 1. 直近の事業年度における事業の概況

平成14年1月を底に回復に転じた日本の経済は、平成15年の年初から年央にかけて発生したイラク戦争やカナダ・アジア地域で蔓延した新型肺炎 SARS の影響などによる海外経済の成長鈍化により、強い下押し圧力が掛かりました。しかし、イラク戦争の早期終結や SARS の解消宣言により、また米国景気の回復傾向により、海外需要の持ち直しによって日本でも輸出が増加して、企業の生産活動も IT ・デジタル関連などを中心に活発化してまいりました。近年のリストラ努力により、企業の収益体質は改善が進んでおり、総人件費抑制意欲は引き続き根強く続きました。平成16年度に入り、国内株価の上昇などによる消費マインドの改善や雇用・所得情勢の下げ止まりにより、個人消費に持ち直しの兆しがみられ、景気回復の動きが広がってまいりました。

金融業界におきましては、りそな銀行の公的資金注入や足利銀行の一時国有化等、銀行業の脆弱な体質が現れた年でもありました。生命保険業界におきましても、GE エジソン生命やスカンディア生命の日本からの撤退、それに伴う他の保険会社による買収・包括移転等もあり、昨年に引き続き変化の多い年となりました。

損保業界におきましても合併・経営統合等が進み、上位保険会社5社の寡占化が顕著になってきております。

この様な厳しい日本の金融市場において、弊社は営業を開始してから5年度目となり、確実にアクサブランドの自動車保険を拡大してまいりました。顧客サービスを第一の観点とし、保険料率・制度の改定、補償内容の充実、アシスタンスサービスの充実を実施し、付加価値の高い商品・サービスの提供に努力してまいりました。また、健全な経営と顧客主導の方針を堅持し、様々な費用節減や削減計画に基づき、単年度黒字化を早期に実現すべく努力してまいりました。以下に平成15年度における営業の経過と成果をご報告いたします。

#### 「営業の経過」

自動車保険のノンフリート等級（無事故割引等級）の割増引率を見直し、従来上限が16等級であったものを20等級まで拡大し、平成15年4月1日以降に保険始期日を迎える契約者に提供できるようにいたしました。

平成15年12月15日からは、弊社ホームページでのご契約手続きをペーパーレス化し、これまで申込みが必要であった申込書等種々の書類の返送を不要とし、お客様のご負担を大幅に軽減いたしました。また、新規のご契約についても、ホームページからお申し込みができるようになりました。このオンラインサービスの拡大により、純新規契約もインターネット割引をご利用頂けるようになりました。

自動車保険のご契約者に対する付帯サービスの充実として、平成16年1月1日よりアシスタンスサービスの内容を拡大し、新しいサービスを追加いたしました。

上記種々の施策により、平成15年度は新規契約件数を大幅に増加させることができました。

ウェブメディア経由の自動車保険新規契約は、昨年に引き続き確実に増加し、新聞・雑誌等の従来型と比較し、引受けコストの減少に貢献いたしました。一方、保険料率の改定等により、新規契約の平均保険料は減少傾向となりました。

傷害保険では、企業・団体向けの新商品「団体傷害保険」の商品認可を、平成15年7月17日付けでご当局より頂きました。この新商品の最大の特長は、被保険者の職業や職種による料率区分を廃止し、料率を一本化したことで、傷害保険の増収に貢献することが期待されております。

平成15年12月には、顧客サービスの拡充及び災害時のリスクに対処する為に、福井県坂井町にオペレーションセンター用の不動産を取得いたし、平成16年2月16日に業務を開始いたしました。当センターは、東京本社のカスタマーサービスセンターと同様の機能を有し、完全なコラボレーション体制を引き、お客様からのコンタクトを管理いたします。

今回福井県へ進出したメリットとしては、東京本社から十分に離れた地域で災害時のリスク分散ができるというエリア特性と、優秀な人材の確保と長期間にわたって雇用が期待できること、およびその結果として高品質なサービスの提供が可能となりました。

現在および将来において、業務の拡大を東京近郊で実施する場合と比較し、家賃・賃金面において大きなコスト節減になりました。今後、雇用の創出並びに各種設備投資等により、福井県の地元経済にも貢献してまいります。

#### 「営業の成果」

当年度は以上のような活動により、弊社の主力商品であるダイレクト自動車保険の元受正味保険料は、対前年52.5%増加し、111億円となりました。これに団体普通傷害保険料20億円及び他の保険種目を合計した元受正味保険料は、131億円となり、対前年37.8%の増収率となりました。

保険引受収益は、前年度と比較して36.6億円増加し131億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた本年度の経常収益は131億円となりました。

一方、保険引受費用が88億円、営業費及び一般管理費が76億円となり、保険業法第113条償却費25億円を計上した結果、経常費用は前年度と比較して68.6億円増加し、191億円となりました。この結果、経常損失は59.5億円となりました。これに特別利益、特別損失を加減算し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期純損失は59.6億円となりました。

## 「保険引受の概況」

保険引受収益のうち、正味収入保険料は131億円となりました。一方保険引受費用のうち、正味支払保険金は51億円、損害調査費は4.5億円となった結果、正味損害率は42.5%となりました。

また、正味事業費は人件費及び広告、販売費、商品開発・顧客管理等コンピューターシステムによる開発費等の物件費、並びに代理店手数料を含め81億円となり、正味事業費率は61.9%となりました。これらに支払備金及び責任準備金繰入額合計27億円を加えた結果、保険引受損失は33億円となりました。

## 「資産運用の概況」

当期末の総資産は113条繰延資産を含み236億円となり、うち運用資産は101億円となりました。

資産の運用に当りましては、本年度はリスクを最小限に抑える為に、元本保証のある銀行預金だけの投資となりました。

一方、保有の一部の有価証券については回復の見込みが薄いと判断し、売却を行いました。その結果、売却損45百万円を計上いたしました。また、同じく保有の円建て外国債券等を時価評価した結果、評価差額金△60百万円を資本の部へ計上いたしました。なお、利息及び配当金収入は20.8百万円となりました。

## 「会社が対処すべき課題」

大きな潜在的市場と言えるアクサ生命社とのクロスセリングについて、販売体制を整備・強化し、今後も自動車保険の販売を推進してまいります。また、潜在的資産と言える顧客データベースの効率的活用として、ご契約頂けなかったお客様に対するリクオート及びメンバー・ゲット・メンバーなどの効率を上げてまいります。この結果、契約獲得費用の減少につながってまいります。

今年度も健全な引受けによる損害率の更なる改善に取組み、クロスセリングの推進等により生産性を増し、事業費率の改善に努力してまいります。

(注) 本報告書（以下の諸表を含む）における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費 = 諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費

## ● 決算のしくみ

(単位：百万円)

<table border="1"> <tr><td>保険引受収益</td><td>13,116</td></tr> <tr><td>正味収入保険料</td><td>13,114</td></tr> <tr><td>積立保険料等運用益</td><td>2</td></tr> </table>	保険引受収益	13,116	正味収入保険料	13,114	積立保険料等運用益	2	<table border="1"> <tr><td>資産運用収益</td><td>24</td></tr> <tr><td>利息及び配当金収入</td><td>20</td></tr> <tr><td>有価証券売却益</td><td>6</td></tr> <tr><td>積立保険料等運用益振替</td><td>△2</td></tr> <tr><td>その他経常収益</td><td>2</td></tr> </table>	資産運用収益	24	利息及び配当金収入	20	有価証券売却益	6	積立保険料等運用益振替	△2	その他経常収益	2	<table border="1"> <tr><td>経常収益</td><td>13,143</td></tr> <tr><td>経常費用</td><td>19,103</td></tr> <tr><td>経常利益</td><td>△5,959</td></tr> </table>	経常収益	13,143	経常費用	19,103	経常利益	△5,959								
保険引受収益	13,116																															
正味収入保険料	13,114																															
積立保険料等運用益	2																															
資産運用収益	24																															
利息及び配当金収入	20																															
有価証券売却益	6																															
積立保険料等運用益振替	△2																															
その他経常収益	2																															
経常収益	13,143																															
経常費用	19,103																															
経常利益	△5,959																															
<table border="1"> <tr><td>保険引受費用</td><td>8,845</td></tr> <tr><td>正味支払保険金</td><td>5,127</td></tr> <tr><td>損害調査費</td><td>450</td></tr> <tr><td>諸手数料及び集金費</td><td>495</td></tr> <tr><td>支払備金繰入額</td><td>448</td></tr> <tr><td>責任準備金繰入額</td><td>2,322</td></tr> </table>	保険引受費用	8,845	正味支払保険金	5,127	損害調査費	450	諸手数料及び集金費	495	支払備金繰入額	448	責任準備金繰入額	2,322	<table border="1"> <tr><td>資産運用費用</td><td>45</td></tr> <tr><td>有価証券売却損</td><td>45</td></tr> <tr><td>営業費及び一般管理費</td><td>7,621</td></tr> <tr><td>(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)</td><td>7,616</td></tr> <tr><td>その他経常費用</td><td>2,590</td></tr> <tr><td>(保険業法第113条繰延資産償却費)</td><td>2,590</td></tr> </table>	資産運用費用	45	有価証券売却損	45	営業費及び一般管理費	7,621	(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)	7,616	その他経常費用	2,590	(保険業法第113条繰延資産償却費)	2,590	<table border="1"> <tr><td>特別損益</td><td>△2</td></tr> <tr><td>法人税及び住民税</td><td>5</td></tr> <tr><td>当期純利益</td><td>△5,967</td></tr> </table>	特別損益	△2	法人税及び住民税	5	当期純利益	△5,967
保険引受費用	8,845																															
正味支払保険金	5,127																															
損害調査費	450																															
諸手数料及び集金費	495																															
支払備金繰入額	448																															
責任準備金繰入額	2,322																															
資産運用費用	45																															
有価証券売却損	45																															
営業費及び一般管理費	7,621																															
(うち保険引受に係る営業費及び一般管理費)	7,616																															
その他経常費用	2,590																															
(保険業法第113条繰延資産償却費)	2,590																															
特別損益	△2																															
法人税及び住民税	5																															
当期純利益	△5,967																															
<table border="1"> <tr><td>保険引受に係る営業費及び一般管理費</td><td>7,616</td></tr> <tr><td>その他収支</td><td>0</td></tr> <tr><td>保険引受利益</td><td>△3,344</td></tr> </table>	保険引受に係る営業費及び一般管理費	7,616	その他収支	0	保険引受利益	△3,344																										
保険引受に係る営業費及び一般管理費	7,616																															
その他収支	0																															
保険引受利益	△3,344																															

## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常収益	734百万円	2,839百万円	6,950百万円	9,671百万円	13,143百万円
経常利益	△ 874百万円	△ 1,316百万円	△ 1,974百万円	△ 2,567百万円	△ 5,959百万円
当期純利益	△ 878百万円	△ 1,323百万円	△ 1,980百万円	△ 2,571百万円	△ 5,967百万円
資本金 (発行済株式の総数)	4,445百万円 ( 88千株 )	7,857百万円 ( 157千株 )	10,471百万円 ( 209千株 )	11,221百万円 ( 224千株 )	13,221百万円 ( 264千株 )
純資産額	6,374百万円	11,875百万円	15,067百万円	13,813百万円	12,024百万円
総資産額 (特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額)	7,725百万円 ( - )	14,781百万円 ( - )	21,050百万円 ( - )	22,523百万円 ( - )	23,672百万円 ( - )
責任準備金残高	721百万円	1,936百万円	3,875百万円	5,605百万円	7,928百万円
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	810百万円	3,382百万円	4,185百万円	2,901百万円	2,180百万円
ソルベンシー・ マージン比率	9,491.2%	2,859.3%	1,545.8%	564.9%	705.9%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	130名	176名	214名	232名	323名
正味収入保険料	711百万円	2,806百万円	6,753百万円	9,447百万円	13,114百万円

## 3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

### (1) 主要な業務の状況を示す指標等

#### ① 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

正味収入保険料 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	2	4	6
海上保険	0	0	0
傷害保険	1,509	2,148	1,998
自動車保険	5,223	7,206	11,016
自動車損害賠償責任保険	18	87	93
その他	0	0	0
合 計	6,753	9,447	13,114

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	0	0	-
海上保険	2	-	-
傷害保険	2,322	2,250	2,025
自動車保険	5,284	7,299	11,134
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	20	0	-
合 計	7,628	9,550	13,160
従業員一人当たり元受正味保険料	35	41	40

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料 ÷ 従業員数

## ②受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

受再正味保険料 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	2	4	7
海上保険	0	0	0
傷害保険	-	-	-
自動車保険	0	0	0
自動車損害賠償責任保険	18	87	93
その他	0	0	0
合 計	20	92	101

(注) 受再正味保険料：受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

支払再保険料 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	0	0	1
海上保険	2	-	0
傷害保険	813	101	27
自動車保険	60	93	118
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	20	0	0
合 計	896	196	147

(注) 支払再保険料：出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

## ③解約返戻金

解約返戻金 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	0	-	-
海上保険	-	-	-
傷害保険	11	51	19
自動車保険	28	47	70
自動車損害賠償責任保険	-	-	1
その他	0	-	-
合 計	40	99	91

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

## ④保険引受利益

保険引受利益 (単位：百万円)			
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
保険引受収益	6,905	9,448	13,116
保険引受費用	6,110	6,951	8,845
営業費及び一般管理費	5,505	5,985	7,616
その他収支	0	0	0
保険引受利益	△ 4,710	△ 3,488	△ 3,344

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。  
 3. 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

### ⑤ 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

正味支払保険金 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	0	-	-
海上保険	0	1	△ 15
傷害保険	301	658	748
自動車保険	1,869	2,881	4,370
自動車損害賠償責任保険	3	12	38
その他	12	16	△ 14
合 計	2,186	3,570	5,127

(注) 正味支払保険金：元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

元受正味保険金 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	-	-	-
海上保険	0	0	-
傷害保険	468	861	769
自動車保険	1,869	2,881	4,389
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	18	16	0
合 計	2,356	3,758	5,158

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

### ⑥ 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

受再正味保険金 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	0	-	-
海上保険	0	1	0
傷害保険	-	-	-
自動車保険	0	0	0
自動車損害賠償責任保険	3	12	38
その他	12	0	0
合 計	15	14	39

(注) 受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

回収再保険金 (単位：百万円)			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	-	-	-
海上保険	0	0	15
傷害保険	167	202	21
自動車保険	-	-	18
自動車損害賠償責任保険	-	-	-
その他	18	0	14
合 計	185	202	70

(注) 回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

### ⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計	前年度	平成15年度
1	年度開始時の未収再保険金	12
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	70
3	当該年度回収等	48
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	34

(注) 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

**(2) 保険契約に関する指標等****① 契約者配当金の額**

該当事項はありません。

**② 正味損害率及び正味事業費率**

正味損害率			
種 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
火災保険	0.0%	—%	—%
海上保険	12,344.0%	599.0%	—%
傷害保険	21.7%	32.1%	39.5%
自動車保険	47.2%	46.9%	43.4%
自動車損害賠償責任保険	21.5%	14.6%	41.7%
その他	210,300.5%	760,095.5%	△ 9,939,265.8%
合 計	41.6%	43.4%	42.5%

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

正味事業費率			
(単位：百万円)			
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
保険引受に係る事業費	5,812	6,454	8,112
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	( 5,505)	( 5,985)	( 7,616)
(諸手数料及び集金費)	( 307)	( 468)	( 495)
正味事業費率	86.1%	68.3%	61.9%

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

**(3) 経理に関する指標等****① 保険契約準備金**

支払備金			
(単位：百万円)			
種 目	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
火災保険	—	—	—
海上保険	26	0	—
傷害保険	310	554	550
自動車保険	1,011	1,480	1,932
自動車損害賠償責任保険	3	9	21
その他	51	10	0
合 計	1,403	2,055	2,504

責任準備金			
(単位：百万円)			
種 目	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
火災保険	85	90	97
海上保険	17	17	17
傷害保険	572	877	733
自動車保険	3,130	4,479	6,895
自動車損害賠償責任保険	18	88	132
その他	51	51	51
合 計	3,875	5,605	7,928

## ② 責任準備金積立水準

保険業法施行規則第68条(標準責任準備金の対象契約)に定める保険契約がないため、該当事項はありません。

## ③ 引当金明細表

平成14年度		(単位：百万円)			
区 分	平成13年度末残高	平成14年度増加額	平成14年度減少額	平成14年度末残高	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	10	—	8	1
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	38	39	12	66	
賞与引当金	64	76	64	76	
価格変動準備金	1	—	1	0	
合 計	115	116	87	145	

平成15年度		(単位：百万円)			
区 分	平成14年度末残高	平成15年度増加額	平成15年度減少額	平成15年度末残高	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	1	—	1	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	66	44	7	102	
賞与引当金	76	91	76	91	
価格変動準備金	0	—	0	0	
合 計	145	135	86	194	

## ④ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

## ⑤ 資本金等明細表

平成14年度		(単位：百万円)				
区 分	平成13年度末残高	平成14年度増加額	平成14年度減少額	平成14年度末残高	摘要	
資本金	10,471	750	—	11,221	期中の増資による増加である。	
うち既発行株式 普通株式	209,430 株	15,000 株	— 株	224,430 株		
(資本準備金)	8,971	750	—	9,721		
株式払込剰余金	—	—	—	—		
利益準備金	—	—	—	—		
任意積立金	—	—	—	—		

平成15年度		(単位：百万円)				
区 分	平成14年度末残高	平成15年度増加額	平成15年度減少額	平成15年度末残高	摘要	
資本金	11,221	2,000	—	13,221	期中の増資による増加である。	
うち既発行株式 普通株式	224,430 株	40,000 株	— 株	264,430 株		
(資本準備金)	9,721	2,000	—	11,721		
株式払込剰余金	—	—	—	—		
利益準備金	—	—	—	—		
任意積立金	—	—	—	—		

## ⑥ 事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
人件費	1,635	1,937	2,152
物件費	4,393	4,456	5,758
税金・拠出金・負担金	102	128	161
諸手数料及び集金費	307	468	495
合 計	6,438	6,991	8,568

（注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額です。  
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金であります。

## ⑦ 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

## ⑧ 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

## ⑨ 有価証券売却益明細表

（単位：百万円）

区 分	平成14年度	平成15年度
国債等	137	—
株式	—	—
外国証券	—	—
その他有価証券	—	6
合 計	137	6

## ⑩ 有価証券売却損明細表

（単位：百万円）

区 分	平成14年度	平成15年度
国債等	—	—
株式	—	—
外国証券	—	—
その他有価証券	117	45
合 計	117	45

## ⑪ 有価証券評価損明細表

該当事項はありません。

## ⑫ 減価償却費明細表

平成14年度末						（単位：百万円）
区 分	取得原価	平成14年度償却額	償却累計額	平成14年度末残高	償却累計率	
建物（営業用）	285	24	125	159	44.0%	
動産	622	90	444	178	71.4%	
その他	1,929	323	710	1,218	36.8%	
合 計	2,836	437	1,280	1,556		
平成15年度末						（単位：百万円）
区 分	取得原価	平成15年度償却額	償却累計額	平成15年度末残高	償却累計率	
建物（営業用）	368	22	145	222	39.6%	
動産	688	65	504	183	73.3%	
その他	2,201	402	1,111	1,089	50.5%	
合 計	3,257	489	1,762	1,495		

（注）1. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によることとなります。  
2. その他の主な内容はソフトウェア等です。自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（原則5年）に基づく定額法によるおります。

- ⑬ 不動産動産等処分益  
該当事項はありません。

⑭ 不動産動産等処分損

(単位:百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度
不動産	—	1
動 産	1	0
合 計	1	2

- ⑮ 賃貸用不動産等減価償却明細表  
該当事項はありません。

- ⑯ リース取引  
該当事項はありません。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用方針

当期末の総資産は 23,672百万円、運用資産は 10,144百万円となりました。資産の運用にあたりましては、営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

② 預貯金

(単位:百万円)

	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
当座預金	0	1	1
普通預金	2,315	1,570	7,528
合計	2,315	1,571	7,530

③ 資産運用の概況

(単位:百万円)

区 分	平成13年度末		平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預貯金	2,315	11.0%	1,571	7.0%	7,530	31.8%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	4,185	19.9%	2,901	12.9%	2,180	9.2%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	183	0.9%	159	0.7%	432	1.8%
運用資産計	6,683	31.8%	4,632	20.6%	10,144	42.9%
総 資 産	21,050	100.0%	22,523	100.0%	23,672	100.0%

## ④ 利息配当収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	金 額	利回り	金 額	利回り	金 額	利回り
預貯金	0	0.02%	0	0.00%	0	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	11	0.28%	43	0.85%	20	0.78%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小 計	11	0.22%	43	0.68%	20	0.27%
そ の 他	0	—	0	—	0	—
合 計	12	0.07%	43	0.20%	20	0.09%

（注） 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。

2. 従来の「運用資産利回り」に加え、新たに2種類の利回り（「資産運用利回り」「時価総合利回り」）を下記の項目にて開示しています。各利回りの計算方法は下記項目の注記に記載したとおりです。

## ⑤ 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	0	1,048	0.02%	0	1,104	0.00%	0	4,759	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	△ 9	4,163	△ 0.22%	△ 50	5,165	△ 0.98%	△ 19	2,733	△ 0.70%
公社債	—	—	—	148	583	25.43%	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	4	247	1.80%	33	1,916	1.72%	20	2,000	1.03%
その他の証券	△ 13	3,916	△ 0.34%	△ 232	2,666	△ 8.71%	△ 39	733	△ 5.41%
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	199	—	—	182	—	—	227	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	△ 8	5,412	△ 0.16%	△ 50	6,452	△ 0.78%	△ 18	7,720	△ 0.24%

（注） 資産運用利回り

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・ 分子 = 資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用
- ・ 分母 = 取得原価又は償却原価による平均残高

⑥ (参考) 時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	0	1,048	0.02%	0	1,104	0.00%	0	4,759	0.00%
コールローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券	△ 66	4,163	△ 1.59%	△ 233	4,959	△ 4.70%	159	2,627	6.08%
公社債	-	-	-	148	603	24.59%	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	△ 29	247	△ 11.88%	△ 133	1,755	△ 7.60%	160	1,918	8.34%
その他の証券	△ 36	3,916	△ 0.94%	△ 248	2,600	△ 9.54%	0	709	△ 0.04%
貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	199	-	-	182	-	-	227	-
金融派生商品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	-	-	0	-	-	0	-	-
合 計	△ 65	5,412	△ 1.21%	△ 232	6,246	△ 3.73%	159	7,614	2.10%

(注) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子 = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用) + (当期末評価差額 - 前期末評価差額)
- ・分母 = 取得原価又は償却原価による平均残高 + その他有価証券に係る前期末評価差額

⑦ 海外投融資残高及び構成比

該当事項はありません。

⑧ 海外投融資利回り

該当事項はありません。

⑨ 商品有価証券

該当事項はありません。

⑩ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

⑪ 保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成13年度末		平成14年度末		平成15年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	966	23.1%	1,799	62.0%	1,939	88.9%
その他の証券	3,219	76.9%	1,101	38.0%	241	11.1%
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-
合 計	4,185	100.0%	2,901	100.0%	2,180	100.0%

## ⑫ 保有有価証券利回り

(運用資産利回り)			
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公社債	－	1.84%	－
株式	－	－	－
外国証券	1.80%	1.74%	1.07%
その他の証券	0.19%	0.00%	0.00%
計	0.28%	0.85%	0.78%
(資産運用利回り)			
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公社債	－	25.43%	－
株式	－	－	－
外国証券	1.80%	1.72%	1.03%
その他の証券	△ 0.34%	△ 8.71%	△ 5.41%
計	△ 0.22%	△ 0.98%	△ 0.70%
(時価総合利回り)			
区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
公社債	－	24.59%	－
株式	－	－	－
外国証券	△ 11.88%	△ 7.60%	8.34%
その他の証券	△ 0.94%	△ 9.54%	△ 0.04%
計	△ 1.59%	△ 4.70%	6.08%

(注) 資産運用利回り、及び時価総合利回りの計算方法は前述の⑤資産運用利回り(実現利回り)、⑥(参考)時価総合利回りの注記に記載しております。

## ⑬ 有価証券の種類別の残存期間別残高

平成14年度末							(単位:百万円)	
区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
国債	－	－	－	－	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－	－	1,799	1,799	
その他の証券	－	350	－	－	－	751	1,101	
合 計	－	350	－	－	－	2,551	2,901	
平成15年度末							(単位:百万円)	
区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
国債	－	－	－	－	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－	－	1,939	1,939	
その他の証券	－	－	－	－	－	241	241	
合 計	－	－	－	－	－	2,180	2,180	

⑭ 業種別保有株式の額  
該当事項はありません。

⑮ 貸付金の残存期間別の残高  
該当事項はありません。

⑯ 担保別貸付金残高  
該当事項はありません。

⑰ 用途別の貸付金残高  
該当事項はありません。

⑱ 業種別の貸付金残高  
該当事項はありません。

⑲ 規模別の貸付金残高  
該当事項はありません。

⑳ 不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

区分		平成14年度末	平成15年度末
土地		-	210
	営業用	-	210
	賃貸用	-	-
建物		159	222
	営業用	159	222
	賃貸用	-	-
建設仮勘定		-	-
	営業用	-	-
	賃貸用	-	-
不動産計		159	432
	営業用	159	432
	賃貸用	-	-
動産		178	183
合計		338	616

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高  
該当事項はありません。

② 特別勘定資産  
該当事項はありません。

③ 特別勘定の運用収支  
該当事項はありません。

## 4. 責任準備金の残高の内訳

平成14年度末						(単位:百万円)
種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計	
火災保険	21	69	－	－	90	
海上保険	0	17	－	－	17	
傷害保険	689	188	－	－	877	
自動車保険	3,716	763	－	－	4,479	
自動車損害賠償責任保険	88	－	－	－	88	
その他	0	51	－	－	51	
合 計	4,515	1,089	－	－	5,605	
平成15年度末						(単位:百万円)
種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計	
火災保険	28	69	－	－	97	
海上保険	0	17	－	－	17	
傷害保険	446	286	－	－	733	
自動車保険	5,596	1,298	－	－	6,895	
自動車損害賠償責任保険	132	－	－	－	132	
その他	－	51	－	－	51	
合 計	6,204	1,723	－	－	7,928	

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

## 第4章 会社の運営

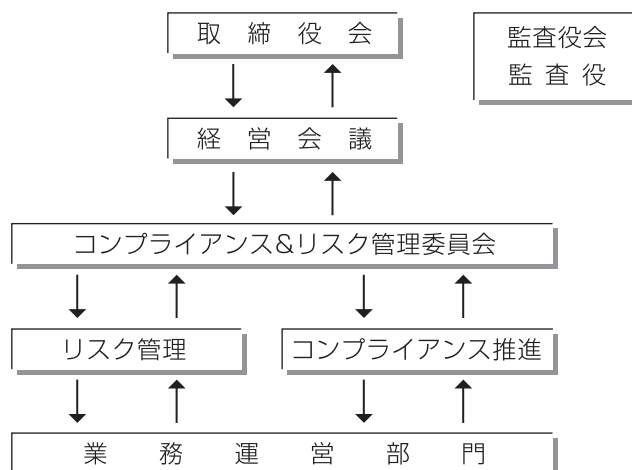
### 1. リスク管理の体制

金融の自由化・国際化・保険料率の自由化などに伴い、損害保険会社の抱えるリスクは複雑・多様化しており、保険会社経営に多大な影響を及ぼすと認識し、当社ではリスク管理を会社にとって極めて重要な経営課題の一つとして取り組んでおります。

当社の取り組むべきリスクとしては、「保険引受リスク」「事務リスク」「システムリスク」等が主要なものとして認識しておりますが、当社では、それぞれのリスクの態様に応じ主管する部門を定め、主管部門がそれぞれの主管するリスクの管理に当たっております。さらに、全社ベースでの総合的なリスク管理を実行する観点から、コンプライアンス&リスク管理委員会を設け、各種リスクを総合的に把握し、管理を行うとともに、同委員会の下にオペレーショナル・リスク管理委員会を設置したことで、緊急時のよりスムーズな対応が可能となりました。

### 2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

当社は、お客様をはじめ社会から信頼を得るため、アクサグループの経営基本理念である「健全な経営を保ちつつ、お客様主導を貫く」をモットーとしております。このため、コンプライアンス(法令遵守)は、リスク管理に対する取り組みと同様に、会社にとって極めて重要な経営課題の一つとして取り組んでおります。自己責任の経営に徹し、健全な業務運営および公正な保険募集を行うべく内部管理体制を強化しております。



#### (1) 内部管理体制（含む監査役室）の構築・整備

- ① 保険業法等諸法規に準拠した社内規定の整備
- ② コンプライアンス体制の確立
  - ・社員に対するコンプライアンス教育の実施
  - ・お客様からの苦情に的確に対応できる体制の整備

#### (2) 会計監査人およびその他外部監査機関等による外部監査の実施

### 3. 社外・社内の監査・検査体制

---

自己責任原則に基づきコンプライアンスの推進および各種リスク管理の強化を目指すとともに、お客様サービスの向上に資するよう、監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。

また、監査法人、監査役会および検査部とが相互に連携し、監査・検査の実効性確保に努めております。

#### (1) 社外の監査・検査体制

法令に基づく監査実施を目的として会計監査人(監査法人)を選定し、監査を実施しております。

また、アクサグループとしてグローバル・ベースでの監査・検査体制の構築に向けて、取組みを始めております。

#### (2) 社内の監査・検査体制

検査部が取締役会の承認を得た検査計画に基づき社内検査を実施し、その検査結果を逐次取締役会に報告しております。

監査役会は、その独自機能の強化に努めるとともに、効果的、且つ、効率的監査を行うべく、監査法人・検査部との連携を強化しております。

### 4. 顧客情報保護取り扱い方針

---

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、以下の内容のとおり、お客様の個人情報を取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めています。

#### (1) 情報を収集する目的

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービスを提供させて頂くため、お客様に関する情報を収集させていただきます。

#### (2) 収集する情報の内容

十分な安全保護措置を講じた上で、主に各種商品の申込書・資料の請求・お見積り・ご契約やご希望、または企画へのご応募などにて、お客様の姓名・住所・電話番号・メールアドレスなどのご連絡先、その他、各商品ごとにお引き受けする保険の目的に関連する情報・性別・生年月日・お子様の有無などの情報を収集しています。

#### (3) 情報の管理体制

お客様の情報を正確、最新なものにするよう常に適切な措置を講じ、お客様の情報への不当なアクセスを防止するため、万全を尽くしています。

また、お客様が同意されている場合、法令により必要と判断される場合、公共の利益のために必要であると考えられる場合を除き、お客様の情報を利用したり外部に提供することはありません。

## 第5章 直近の2事業年度における財産の状況

### 1. 計算書類

#### (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成14年度末 (平成15年3月31日現在) 金 額	平成15年度末 (平成16年3月31日現在) 金 額	増減額
<b>(資産の部)</b>			
現金及び預貯金	1,572	7,531	5,959
現金	1	1	-
預貯金	1,571	7,530	5,959
有価証券	2,901	2,180	△ 721
外国有価証券	1,799	1,939	139
その他の証券	1,101	241	△ 860
不動産及び動産	338	616	278
土地	-	210	210
建物	159	222	62
動産	178	183	5
その他資産	17,713	13,343	△ 4,370
未収保険料	-	0	0
代理店貸	148	128	△ 20
再保険貸	12	3	△ 9
外国再保険貸	-	31	31
未収金	2,792	952	△ 1,839
未収収益	0	0	0
預託金	167	118	△ 49
地震保険預託金	15	23	7
仮払金	379	532	152
保険業法第113条繰延資産	12,952	10,361	△ 2,590
ソフトウェア	1,218	1,089	△ 128
その他の資産	25	100	75
貸倒引当金	△ 1	0	1
資産の部合計	22,523	23,672	1,148

(平成15年度の注記事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

2. 不動産及び動産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上することとしております。

この結果、当期において0百万円の貸倒引当金の計上を行いました。

5. 退職給付引当金は、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会 平成10年6月16日)の簡便法を適用し、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度についての退職給付にかかわる期末自己都合要支給額による退職給付債務を計上しております。

(単位:百万円)

科 目	平成14年度末 (平成15年3月31日現在) 金 額	平成15年度末 (平成16年3月31日現在) 金 額	増減額
<b>(負債の部)</b>			
保険契約準備金	7,660	10,432	2,771
支払備金	2,055	2,504	448
責任準備金	5,605	7,928	2,322
その他負債	905	1,020	115
再保険借	0	0	0
外国再保険借	—	0	0
未払法人税等	34	47	13
預り金	0	2	2
未払金	492	553	61
仮受金	378	416	38
退職給付引当金	66	102	36
賞与引当金	76	91	14
価格変動準備金	0	0	0
負債の部合計	8,710	11,647	2,936
<b>(資本の部)</b>			
資本金	11,221	13,221	2,000
資本剰余金	9,721	11,721	2,000
資本準備金	9,721	11,721	2,000
利益剰余金	△ 6,889	△ 12,857	△ 5,967
当期末処理損失	6,889	12,857	5,967
(当期純損失)	( 2,571 )	( 5,967 )	( 3,396 )
株式等評価差額金	△ 239	△ 60	178
資本の部合計	13,813	12,024	△ 1,788
負債及び資本の部合計	22,523	23,672	1,148

6. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
8. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は、税込方式によっております。  
なお、資産に係わる控除対象外消費税等相当額は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
9. 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
10. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。
11. 不動産及び動産の減価償却累計額は650百万円であります。
12. 商法施行規則第92条に規定する資本の欠損の額は、128億57百万円であります。
13. 当期から保険業法施行規則の改正により、貸借対照表の様式を改訂し、従来の「当期損失」を「当期純損失」として表示しております。
14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
経常収益	9,671	13,143	3,472
保険引受収益	9,448	13,116	3,668
正味収入保険料	9,447	13,114	3,667
積立保険料等運用益	1	2	1
資産運用収益	180	24	△ 156
利息及び配当金収入	43	20	△ 23
有価証券売却益	137	6	△ 131
積立保険料等運用益振替	△ 1	△ 2	△ 1
その他経常収益	42	2	△ 39
貸倒引当金戻入額	8	0	△ 8
その他の経常収益	33	2	△ 31
経常費用	12,238	19,103	6,865
保険引受費用	6,951	8,845	1,894
正味支払保険金	3,570	5,127	1,557
損害調査費	530	450	△ 79
諸手数料及び集金費	468	495	26
支払備金繰入額	652	448	△ 203
責任準備金繰入額	1,729	2,322	593
為替差損	0	—	0
資産運用費用	232	45	△ 186
有価証券売却損	117	45	△ 71
有価証券償還損	115	—	△ 115
営業費及び一般管理費	5,991	7,621	1,630
その他経常費用	2,616	2,590	△ 26
貸倒損失	0	—	0
保険業法第113条繰延資産償却費	2,590	2,590	—
その他の経常費用	26	0	△ 26
保険業法第113条繰延額	△ 3,553	—	3,553
経常損失	2,567	5,959	3,392
特別利益	1	0	△ 1
価格変動準備金戻入額	1	0	△ 1
特別損失	1	2	1
不動産動産処分損	1	2	1
税引前当期純損失	2,567	5,961	3,394
法人税及び住民税	3	5	1
当期純損失	2,571	5,967	3,396
前期繰越損失	4,318	6,889	2,571
当期末処理損失	6,889	12,857	5,967

(平成15年度の注記事項)

- ① 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	13,261 百万円
支払再保険料	147 百万円
差引	13,114 百万円
- ② 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	5,197 百万円
回収再保険金	70 百万円
差引	5,127 百万円
- ③ 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	495 百万円
出再保険手数料	0 百万円
差引	495 百万円
- ④ 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	20 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	20 百万円
- 1株当たりの当期純損失は25,620円37銭であります。  
算定上の基礎である普通株式に係る当期純損失は5,967百万円、普通株式の期中平均株式数は232千株であります。
- 保険業法第113条繰延資産償却費の計算は、定款の規定に基づき行っております。
- 当期から保険業法施行規則の改正により、損益計算書の様式を改訂し、次のとおり表示しております。
  - ① 従来の「税引前当期純損失」を「税引前当期純損失」として表示しております。
  - ② 従来の「当期損失」を「当期純損失」として表示しております。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	増減額
	金額	金額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（損失）	△ 2,567	△ 5,961	△ 3,394
減価償却費	440	489	49
支払備金の増加額	652	448	△ 203
責任準備金等の増加額	1,729	2,322	593
貸倒引当金の増加額	△ 8	△ 1	6
退職給付引当金の増加額	27	36	8
賞与引当金の増加額	11	14	2
価格変動準備金の増加額	△ 1	0	1
利息及び配当金収入	△ 43	△ 20	23
有価証券関係損益	94	39	△ 54
為替差損益	0	-	0
不動産動産関係損益	1	3	1
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	40	△ 359	△ 400
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額	420	1	△ 418
その他（ソフトウェア）	△ 947	△ 273	674
小計	△ 149	△ 3,261	△ 3,111
利息及び配当金の受取額	43	21	△ 22
その他（保険業法第113条繰延資産償却費）	△ 955	2,590	3,546
法人税等の支払額	△ 3	△ 3	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,065	△ 653	412
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 2,992	-	2,992
有価証券の売却・償還による収入	1,869	2,991	1,122
II① 小計	△ 1,123	2,991	4,115
(I + II①)	△ 2,189	2,337	4,527
不動産及び動産の取得による支出	△ 54	△ 379	△ 324
不動産及び動産の売却による収入	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,178	2,612	3,790
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	1,500	4,000	2,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,500	4,000	2,500
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 743	5,959	6,703
VI 現金及び現金同等物期首残高	2,558	1,814	△ 743
VII 現金及び現金同等物期末残高	1,814	7,773	5,959

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成16年3月31日現在)

現金及び預貯金	7,531 百万円
有価証券	2,180 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 1,939 百万円
現金及び現金同等物	7,773 百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

#### (4) 損失処理に関する書面

(単位：百万円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度
当期末処理損失	4,318	6,889	12,857
次期繰越損失	4,318	6,889	12,857

#### (5) 一株当たり配当等

指 標	平成13年度	平成14年度	平成15年度
一株当たり配当金	一円一銭	一円一銭	一円一銭
配当性向	—	—	—
一株当たり当期純損失	11,007円88銭	11,828円75銭	25,620円37銭

(注) 1株当たり当期純損失は  $\frac{\text{当期純損失}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$  により算出しております。

#### (6) 一株当たり純資産額

(単位：千円)

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
一株当たり純資産額	71	61	45

#### (7) 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
従業員一人当たり総資産	98	97	73

## 2. リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	—	—

(注)

## (1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものです。

## (2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

## (3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

## (4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	平成14年度末	平成15年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合 計	—	—

(注)

## (1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

## (2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

## (3) 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸付金及び貸付条件緩和債権(除く上記(1),(2))。

## (4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権。

## 4. 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

項目	平成14年度末	平成15年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,951	3,387
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く）	1,101	1,723
価格変動準備金	0	0
異常危険準備金	1,089	1,723
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△ 239	△ 60
土地の含み損益	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額		
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2 + R_4 + R_5}$	691	959
一般保険リスク（R <sub>1</sub> ）	559	765
予定利率リスク（R <sub>2</sub> ）	—	—
資産運用リスク（R <sub>3</sub> ）	57	117
経営管理リスク（R <sub>4</sub> ）	21	31
巨大災害リスク（R <sub>5</sub> ）	106	154
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	564.9	705.9

（注）上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

### <ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ この「通常の予測を超える危険」（「リスクの合計額」（上表の(B)））に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）（一般保険リスク）
  - ② 予定利率上の危険： 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険（予定利率リスク）
  - ③ 資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
  - ④ 経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの（経営管理リスク）
  - ⑤ 巨大災害に係わる危険： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災等）により発生し得る危険（巨大災害リスク）
- ・ 「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは損害保険会社の資本、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 5. 時価情報等

### (1) 有価証券

1. 売買目的有価証券  
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成14年度末			平成15年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	
	株式	—	—	—	—	—	
	外国証券	2,000	1,799	△ 200	2,000	1,939	△ 60
	その他	1,141	1,101	△ 39	—	—	—
合 計	3,141	2,901	△ 239	2,000	1,939	△ 60	

#### 4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

- (1) 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

- (2) その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成14年度末	平成15年度末
その他	241	241

### (2) 金銭の信託

該当事項はありません。

### (3) 金銭先物取引等

該当事項はありません。

### (4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

### (5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

### (6) 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

## 6. その他

保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」による中央青山監査法人の監査を受け、監査報告書を取付けております。

## 損害保険用語の説明

<b>過失相殺</b>
損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。
<b>告知義務</b>
保険を契約する際に、損害保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について不実のことを申し出てはならない義務のことをいいます。
<b>再調達価額</b>
同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額のことをいいます。
<b>時価</b>
同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な額から、使用による消耗分を差し引いた金額のことをいいます。
<b>ソルベンシー・マージン比率</b>
巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払能力」の割合を示す指標で、保険業法等に基づき計算される比率のことをいいます。保険会社の健全性を判断する場合は、200%以上であれば問題ないとされています。
<b>損害保険契約者保護機構</b>
損害保険会社が経営破綻した場合、加入している契約者の保険契約を継続させて、その保護を図るように設立されている機構のことをいいます。経営破綻した損害保険会社の保険契約を引き継ぐ会社が現れた場合は、その引き継ぐ会社に資金援助を行います。また、契約を引き継ぐ会社が現れなかった場合は、経営破綻した損害保険会社の契約を代わって引き継ぎます。
<b>通知義務</b>
保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に保険契約者が損害保険会社に連絡する義務のことをいいます。
<b>被保険者</b>
保険の補償を受ける方のごまたは保険の対象となる方のことをいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。
<b>保険期間</b>
保険の契約期間、すなわち損害保険会社が責任を負う期間のことをいいます。
<b>保険金</b>
保険で補償する損害が発生したときに、損害保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
<b>保険金額</b>
保険をいくらつけるかというときの「いくら」に当たる契約金額のことをいいます。損害保険会社が保険契約に基づいて支払う保険金の限度額を示すものです。
<b>保険契約者</b>
損害保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。
<b>保険契約申込書</b>
保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印し、損害保険会社または代理店に提出する所定の書面のことをいいます。
<b>保険事故</b>
保険契約において、損害保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実のことをいいます。
<b>保険証券</b>
保険契約の成立およびその内容を証明するために、損害保険会社が作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。
<b>保険の目的</b>
自動車、建物、家財など、保険をつける対象をいいます。
<b>保険約款</b>
保険契約の内容を定めたもののことをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約条項）とがあります。
<b>保険料</b>
保険契約者が保険の契約に基づいて損害保険会社または代理店に支払う金銭のことをいいます。原則として契約申込みの際に同時に支払います。
<b>保険料率</b>
保険料の契約金額に対する割合のことをいい、一般的には契約金額あたりの金額で示されます。
<b>免責</b>
損害が生じても保険金が支払われない場合のことをいいます。
<b>免責金額</b>
一定金額以下の損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことをいいます。

2004年（平成16年）8月作成

---

**アクサ損害保険株式会社 広報**

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルA棟

TEL (03) 3570-8900 FAX (03) 3570-8891

URL <http://www.axa-direct.co.jp>

[www.axa-direct.co.jp](http://www.axa-direct.co.jp)



アクサ損害保険株式会社

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビル A棟

*be life confident*